

# 学識経験者意見

## ○学識経験者意見 1

九州大学大学院教授 元兼正浩

### I 点検・評価の実施方法等について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（略称：地教行法）の平成19年改正により教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することとなった（現行26条1項）。県民の代表である県議会に対して、教育委員会がみずからの活動の点検・評価を行い報告することは効果的な教育行政の推進に資するものであり、また県民への説明責任を果たしていく趣旨からも重要である。点検・評価の客観性を担保するためにこうして専門の異なる3名の学識経験者の意見を添える実施方法は、その制度趣旨（同条2項）にかなっているものと評価できる。

### II 点検・評価書の形式等について

今回の点検・評価結果は、令和元年度の教育施策である7つの柱、13の項目、28の施策に沿って、それぞれ2ページから7ページまでの分量でコンパクトにまとめられている。その根拠となるデータも整理されている。エビデンスにもとづく記述であるため、県民にとっては再検証できる余地も残されており、客観性は十分に担保されている。

### III 個別の点検・評価について

#### 1 「教育委員会の活動状況について」

地教行法第4条5項で、地方公共団体の長は委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないとされる。ジェンダーバランスにも配慮された委員構成になっている。年間23回の教育委員会会議は県レベルでは全国平均の開催回数であるが、別に委員協議会（勉強会）の場を設けていることは注目される。レイマンコントロールの趣旨を生かすためにはこうした活動がその源泉となるからである。

なお、令和元年度は学校訪問回数が12回、学校以外における各種行事への出席が6回となっている。教育委員が教育最前線に出向く機会をできるだけ増やし、教育長－教育委員会事務局（プロフェッショナル）とは異なる視角、立ち位置で教育現場を見取り、教育委員会会議をリードしていただきたいと願う。形骸化や形式化が指摘されてきた合議制教育委員

会は自身の活性化に向けた不断の努力が不可欠である。

## 2 「教育施策の推進状況について」

### (1) ≪施策1≫ 確かな学力向上のための取組の推進

この施策を推進するにあたって、学力とは何かについてのコンセンサスが教育関係者のみならず県議会、知事部局、県民にどこまで共有できているかが重要である。狭義の「学力」、例えば、全国学力・学習状況調査の標準化得点に固執してしまうと、その結果に一喜一憂し、中長期的な展望をもった施策が打てなかったり、対応が場当たりの的になったりもする。

新学習指導要領で示されたように、＜知識・技能＞や＜思考力・判断力・表現力＞等が「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」に結びつくかという＜学びに向かう力・人間性等＞までの繋がりで捉えた場合、狭義の学力観からの脱却が重要となってくる。その意味で全国学力・学習状況の結果は一進一退であるが、それよりも「自分で考え、自分から取り組んでいたと思う児童生徒の割合」は確実に増えているし、家庭での学習時間も漸進的に増えていることは評価できる。ここで、「地域学校協働活動」事業を推進するという施策があるが、今後この事業を「確かな学力向上」により強く結びつけていくには、上述した学力観の見直しとの兼ね合いを整理することが必要であろう。

### (2) 体力の向上

#### ≪施策2≫ 体力向上のための取組の推進

「学校の体育の授業以外で、週3日以上運動やスポーツをする児童生徒の割合」が例年47%前後で停滞していたのに対し、今回50.2%と少し向上している。運動やスポーツを実施していない無関心層の子どもをターゲットに意識改革を図る取組が、児童生徒の運動習慣の定着に奏功しており、興味深い。

#### ≪施策3≫ 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり

本施策の指標が「運動部活動に参加している県立高等学校生徒の割合」として目標値50.0%に届かない現状値47.5%をもって達成状況を△【取組の強化が必要】としているが、この指標や評価にどれほどの意味があるのだろうか。運動部に50%の県立高校生が加入したとき、果たしてスポーツ活動を豊かにする体制づくりが整ったといえるのだろうか。

#### ≪施策4≫ 健康教育の充実

健康教育の施策が、「性と心の健康」、「望ましい食習慣」の2点に絞られてしまっており、身体健康や公衆衛生の視点が欠落していることが、Covid-19（新型コロナウイルス感染症）感染拡大の恐怖を経験した私たちには違和感をもって不足として感じざるをえない。また児童の朝食摂食率だけでなく、食事内容で「望ましい食習慣」に結びついていることも示し

ていただければありがたい。

(3) 豊かな心の醸成として、《施策5》道徳心を養う心の教育の充実《施策6》実体験を重視した教育の推進《施策7》いじめや不登校等への対応《施策8》少年の非行防止と健全育成《施策9》幼児教育の充実《施策10》読書活動の充実の6施策が挙げられている。

この6施策の下で様々な取組・事業は行われているが、いずれもその結果として「心」がどれほど豊かに醸成されているのかという実態に迫る記述はない。もとより心を評価すること自体に無理があるにせよ、指標の多くは子どもに関するものではなく、施策自体の実施状況の数字で達成状況の評価を行っており、<sup>かつかさそうよう</sup>隔靴搔痒の感は否めない。指標の改善を求めたい。

#### (4) 学校、家庭、地域の連携・協働

《施策11》学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備と《施策12》家庭教育支援の充実を「学校、家庭、地域の連携・協働」のための施策としているが、前者は学校側の不足した資源（特にマンパワー）を家庭や地域が下支えする図式で、後者は家庭を啓発啓蒙するような図式に見えてしまう。地域（まちづくり）のための学校といった視点もここでは脆弱である。三者のベクトルを双方向に促していく学校運営協議会の設置率について、今後も向上させていく必要がある。

#### (5) 教育環境づくり

教育環境づくりという項目で、《施策13》多様な教育ニーズへの対応、《施策14》ICTを活用した教育活動の推進、《施策15》児童生徒の安全確保、《施策16》学校施設の整備・充実、《施策17》教育機会の確保、《施策18》教員の指導力・学校の組織力の向上、以上の6施策が挙げられている。内容的には幅広いが、いずれも条件整備事務として重要であり、かつ多くの予算を必要とする施策である。いずれも事業評価としては概ね目標値に達しているが、そこで歩みを止めてはいけない施策である。教育環境の充実は学びの質を左右する。今回のCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）感染拡大防止のための休校措置により、各自治体の教育環境の整備の差が子どもたちの学びに大きな影響を与えている。厳しい財政状況の中で「費用対効果」が求められるのは致し方ないが、まずは費用を投資しないと劣悪な教育環境の改善は見込めない。現場のガンバリズムで凌いでいる状況にあり、6施策については達成できているとして安心するのではなく、知事部局や県議会、県民の理解と支援を切にお願いしたい。

#### (6) II 「社会にはばたく力」及び「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する

II 「社会にはばたく力」を育成するとして《施策19》個性や能力を伸ばす教育の充実、《施策20》特別支援教育の推進、《施策21》キャリア教育・職業教育の推進の3施策、

Ⅲ「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成するとして《施策22》国際的視野を持つ人材の育成を挙げている。これらは未来志向の施策である。これらの施策が福岡県総合計画（「県民幸福度日本一」の福岡県を目指して）における教育分野を福岡県教育振興基本計画として位置づけ、さらに福岡県教育大綱（ふくおか未来人財育成ビジョン）や福岡県学校教育振興プランを反映しながら策定された経緯を物語っている。そして成果と課題は妥当である。

（7）生涯学習社会をつくる、県民の文化活動、スポーツ活動を盛んにする、人権が尊重される心豊かな社会をつくる

最後に、《施策23》から《施策28》はひろく社会教育、生涯学習にかかわる施策である。もとより教育委員会は「学校教育委員会」ではなく、その職務権限は地教行法第21条に19項目（十三 スポーツに関すること 十四 文化財の保護に関すること…）列挙されている。そしてこれらはまさに学びを中核に据えた「まちづくり」であり、「県民幸福度日本一」をめざす福岡県にとって重要な施策である。この点検及び評価を拝見するかぎり、福岡県教育委員会は令和元年度も着実にその責務を果たしていることがうかがえる。

以上

## ○学識経験者意見 2

福岡教育大学教育学部教授 石丸哲史

### I 点検・評価の実施方法等について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条にもとづき、県教育委員会は積極的に点検・評価に取り組んでこられた。今回の点検・評価も具体的かつ客観的な手法および内容となっており、県民への説明責任を果たしているだけでなく、教育行政に対する県民の関心を高めるとともに、効果的な教育行政の推進にも貢献している。

今回の点検・評価は第13回目となるが、ここに至るまでにはたゆまぬ改善努力があり、この完成型に近い体裁や形態はその結果といえる。とりわけ、「教育委員会の活動状況に関する評価」及び「教育施策の推進状況に関する評価」の2項目から成り立っていることは、行政委員会としての教育委員会の活動を詳らかにし、その意義を明確にする上でも重要な項目立てであると考えられる。

### II 点検・評価書の形式等について

最上位計画である「福岡県総合計画」が平成29年度より新たに始まり、これに対応した「教育振興基本計画」のもとで策定されたこのたびの「令和元年度福岡県教育施策実施計画」は、5年間計画年度のちょうど中間地点に位置し、令和3年度のゴールに向けた折り返し地点ともいえる。この節目ある年度の点検・評価にふさわしく、主な取組・事業等については、文章表現により具体性が、数値による達成度評価によって客観性が担保されている。

すなわち、現状を把握する上で多面的・多角的な検討がなされ、成果は明確なエビデンスを伴い、課題は現状を確実に捉えたものであり、対応には現実的かつ具体的なもので首肯できる内容となっている。また、表現については難解な部分に注釈を施すなど県民への説明責任を意識した記述となっている。

欲をいえば、成果、課題、対応にある見出しが、各項目の内容を総括できるものではないので、各項目のそれぞれの文章について強調すべきところに下線を施すなどすれば、あまねく県民が概観できる、よりわかりやすい表記となるであろう。

また、点検・評価の実施方法が確立し県民に分かりやすい構成になったとしても、この方法に従った点検・評価の記述内容や表現においてマンネリ化が進行すると、効果的な教育行政の推進に役立っているとはいえない。したがって、施策の必要性や効率性、有効性や公平性といった観点から客観的な評価がなされるよう記述内容や表現については常に注意を払

うべきある。

### Ⅲ 個別の点検・評価結果について

#### 1 「教育委員会の活動状況について」

レイマンコントロールのもと、保護者やさまざまな分野でご活躍の方々が教育委員であることは、県民の信頼につながっており、県民の意向を反映した教育行政の展開が期待できる。実際に、委員会会議及び委員協議会の頻繁な開催や現場への積極的な訪問実績からは、県民の期待に応えるべく教育委員が日々努力しておられることがうかがえる。定例会および臨時会の傍聴者数が 23 人という事実は、県民の教育行政への関心の高まりとともに、広報広聴に尽力した成果といえるので、さらなる情報発信に努めていく必要がある。

#### 2 「教育施策の進捗状況について」

##### (1) 施策 1 確かな学力向上のための取組の推進

全国学力・学習状況調査の結果に対しては、平成 19 年度以降その推移に着目しながら入念なる分析、検証が行われてきた。各教科 A B 区分がなくなったので前年度との単純比較はできないが、グラフからは長期にわたる変動が看取できる。全国平均との乖離に注視するだけでなく、上昇傾向にある事実は歓迎しその成功要因を追求することによって、全国平均を下回る教科への対処も見出せるのではないかと思う。「学校・教員支援」「教育委員会支援」にかかる学力向上事業の積み重ねにより、検証改善の取組の実効性が高まってきていることから、今後とも着実に進めていく必要がある。

##### (2) 施策 2 体力向上のための取組の推進

平成 29 年度以降は、小中学校男女すべてにわたって体力合計平均値が全国平均を上回っている成果が記載されているが、県民の関心は前年度に比べて低下している事実にも及ぶと思う。全国平均も同様に下回っているとはいえ、今後このような傾向が継続するならば、この事実を等閑視せず評価方法の再考や原因究明も必要とされる。

##### (3) 施策 5 道徳性を養う心の教育の充実

道徳が特別の教科として位置づけられたこともあり、道徳教育の推進が望まれているなか、早期よりこの取組に着手し、道徳教育地域指導者を平成 26 年度より着実に育成してきた。その結果、指導者による指導助言等の回数の増加率が前年度からの指導者数の増加率よりも高くなっており、積極的に活用されていることがわかる。自校内のみの活用にとどまっているという課題も明らかになっていることから、今後より一層の活用が求められる。

#### (4) 施策 6 実体験を重視した教育の推進

通学合宿推進事業については、長期間にわたり継続的に取組を深め、実施校区数を増やしていくなど着実に実績を積んできたところであるが、取り巻く社会的環境等の変化によってその意義を再確認する必要もある。当該事業によって育まれていく力とその効果を明確にしていくという課題が明らかとなっており、今後、改善が求められている。

#### (5) 施策 1 1 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備

施策 1 の検証においても、学校、家庭、地域が連携・協働して取り組むことができる仕組みづくりについて、人材発掘・育成や取組のノウハウ、その効果、運営方法等の啓発を図る必要性が明らかになっている。地域学校協働活動事業の実施市町村は平成 29 年度以降着実に増えているが、全市町村実施に向け、例えば、数値目標を設定するなど取組を深めていく必要がある。また、社会に開かれた教育課程の実現をめざす上では学校と地域の連携・協働がかかせないことから、コミュニティ・スクール導入促進事業と一体的に推進していくことも重要であり、これらの仕組みに「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた手法は、家庭や地域の参画意識が向上し実効性の高いものとなる。家庭教育支援を担う地域人材の育成と活動効果の普及に向けて今後ともこれを着実に進めていく必要がある。

#### (6) 施策 1 4 ICTを活用した教育活動の推進

当該施策に関しては、県立学校を中心とした事業推進の成果があげられており、教員の指導力向上が課題としてあげられている。各市町村ではGIGAスクール構想<sup>注1)</sup>実現に向けた体制整備が急がれているだけに、この課題解決に向けた取組の深化が必要といえる。

#### (7) 施策 2 2 国際的視野を持つ人材の育成

グローバル人材育成にあたっては、非言語も含むコミュニケーション能力が必須であることは言を俟たないが、イマージョン教育へ傾注することは大きな意義がある。生徒の4つの技能を総合的に育成する上では教員の指導力向上という課題であるとしているので、今後、研修等充実させながら改善していく必要がある。

### IV 教育委員会の活動・施策及びその成果等について

以上、教育委員会の活動状況と一部の施策の推進状況について管見を申し述べた。28 の施策には施策の基本的なねらいが記されているが、「教育の基本目標」や「学校教育の目標」に掲げる理念、総合計画に掲げる目標「目指す姿」を達成するために、学校教育、社会教育、文化、スポーツ及び人権教育などの分野において、28 の具体的な施策を掲げたとされている。

すなわち、28 の施策には理念や目標が背景にあり、これらが基底にあって各施策が展開

されているということである。したがって、成果、課題、対応については、個別に具体的かつ詳細に記載することは当然のことであるが、同時にこれらが理念や目標に適っているのか省みる必要がある。また、検証をふまえて次年度へ向けてこの理念や目標に適った施策の在り方を検討する必要もある。

ビジョンやコンセプトとの事業の整合性を考える際には、理念や目標から各施策を俯瞰する上からの姿勢と、成果、課題、対応から理念や目標を仰望する下からの姿勢も必要であると考え。冒頭でも述べたように、令和元年度は折り返し地点ともいえるだけに、本点検・評価がこのことを目指す年一度の好機ととらえていただきたい。

以上

注1) GIGA スクール構想：子供たち一人一人に個別最適化された創造性を育む教育の実現に向け、ICT や先端技術を効果的に活用し、児童生徒1人1台端末の実現と連動したハード・ソフト・人材一体となった施策パッケージに基づく国の構想。

GIGA=Global and Innovation Gateway for All

## ○学識経験者意見 3

九州女子大学人間科学部教授 大島まな

### I 点検・評価の実施方法等について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づいて実施されたこの度の点検・評価は、議会に提出し、県民に公表されるものである。今年度の点検・評価においては、これまでの継続的な点検・評価の中で課題を明らかにし、施策の必要性を確認して実効性、公平性といった観点からより客観的な評価が行われており、効果的な教育行政の推進に資するとともに、県民への説明責任を果たすものとなっている。

また、「教育委員会の活動状況」と「教育施策の推進状況」に分け、施策については主な取組・事業等の推進状況の点検・評価を行うことによって施策全体の評価を示している。県民が理解しやすい構成、内容になっており、教育行政に対する県民の理解を深め、関心を高めることに資すると考えられる。

### II 点検・評価書の形式等について

「教育施策の推進状況」については、問題意識を施策の基本的なねらいとして示し、そのねらいを達成するための主な取組・事業、具体的な指標、成果、課題、今後の対応がまとめられており、全体像が明確である。「何をやったか」で満足するのではなく、「その結果何がどうなったのか」という成果を中心に示していることは評価できる。その成果は、統計や指標の達成状況で示す客観的評価とともに内容面の質的評価を文章で補う形で示されており、多面的に全体を把握する助けとなっている。また、残された課題、新たに見えてきた課題を提示し、その課題にいかに対応していくかが具体的に示されていて分かりやすい。

しかしながら、指標については、時を経て状況が変化していることもあるので、指標そのものの妥当性あるいは目標値について場合によっては見直しを検討することも必要である。

### III 個別の点検・評価結果について

#### 1 教育委員会の活動状況について

教育委員は多様な属性の委員で構成され、広く県民の意見を反映する体制になっている。

教育委員会の開催回数は、臨時会や委員協議会等の実施を含めると年間総計 40 回近くに及んでいる。委員の努力には敬意を表したい。また、移動教育委員会の実施、各種行事への出席、視察、意見交換等の実績から、教育現場の実情を把握した上で議論を進める姿勢がう

かがわれる。

懸案事項や重要案件が多いだろうことは議決の状況から察することができる。点検・評価の中で着実に成果をあげている取組も確認されているので、今後も情報を発信しつつ、県民の視点に立った議論の機会として十分な時間を確保し、委員会を効果的に運営されることを期待する。

## 2 教育施策の推進状況について

### (1) 施策1・2 確かな学力・体力向上のための取組の推進

学力については、全国学力・学習状況調査の小学校の標準化得点は、国語・算数とも上昇し、平成19年度の調査開始以来の最高値を示し、中学校の標準化得点は全国を下回ったものの、国語・算数の平均では4年連続で改善傾向が見られ、取組の成果が着実に表れていることは評価される。

体力についても、小学校男子の県平均値は5年連続、中学校男子は4年連続、小・中学校女子は3年連続で全国平均値を上回っており、子どもの運動習慣が定着していることも数値に表れていて、取組の効果が示されている。

注目されるのは、平成27年頃から、学力と体力の数字がともに向上していることである。学校現場を中心とした関係者の努力を評価したい。できれば、学力と体力向上の相関関係についても検証されることが望まれる。また、「教育課程の改善を図るための一連のPDCAサイクルを確立している学校の割合」も同じ右肩あがりのグラフとなっており、成果に指摘されているように、「短い期間で検証改善サイクルを回すことが児童生徒の学力向上につながること等の実践研究の成果」を明らかにできたことは高く評価される。

他方、小学校で培った学力を中学校で十分に伸ばせていないこと、家庭学習の習慣が定着していない（中には、家庭での学習が困難な）児童生徒が減少はしているものの3割以上いることから、学校での取組に加えて、保護者の啓発、小・中を通じた放課後・土曜の学習支援、そのための地域学校協働活動等地域全体で支える取組を推進することが期待される。

### (2) 施策6 実体験を重視した教育の推進

通学合宿を実施している小学校区数は累計で目標値に達し、参加した子どもたちの基本的な生活習慣づくり、規範意識や協調性の向上につながる等の成果が確認されている。関係者の努力を高く評価したい。この通学合宿をはじめとする体験活動は、経験値としてはその教育効果が認められているが、さらにプログラム内容と方法の効果を明らかにし、検証結果を広く共有することが望まれる。また、実施のための仕組みや支援体制についても複数のモデルを提示するなど、学校と地域との連携で取組が積極的に推進される条件整備を進めることが必要である。

### (3) 施策 10 読書活動の充実

子どもの読書活動の推進については、市町村の実態やニーズに応じた多様な取組が実施されており、読書習慣の定着に一定の成果がみられるものの、一日当たり全く読書をしない児童生徒の割合が、小・中学生ともに全国平均を上回っている状況である。司書教諭の配置等人的措置とともに、各校における司書教諭の役割を検証するなど、学校図書館が有効に機能する体制づくりを進める必要がある。そのためには、一部の教員だけではなく、教員組織全体が、学校図書館を学習センター、情報センターとして活用する意識を持つための研修、学校図書館の資料、設備の一層の充実を図ることが求められる。

### (4) 施策 11 学校・家庭・地域の連携・協働体制の整備

地教行法の改正により、すべての学校に学校運営協議会を設置することが努力義務となっている。福岡県においても、市町村に対してコミュニティ・スクールの導入・実践を促す取組が進められている。留意したいのは、学校運営協議会をつくることが目的ではなく、コミュニティ・スクールの導入や地域学校協働活動によって、子どもたちの成長発達のよりよい支援体制がつくられると同時に地域の活性化にも資するという趣旨を、学校と地域の関係者が共有することである。学校にとっては「社会に開かれた教育課程」の実施においても、地域との連携は欠かせないものである。「CS ディレクター」を配置するだけでなく、その機能が十分果たされる環境整備、支援体制づくりが必要である。

### (5) 施策 12 家庭教育支援の充実

県内ほとんどの公立小・中学校で「“新” 家庭教育宣言」が実施され、家庭教育支援チームを全市町村に派遣する等、学校・家庭・地域の連携・協働による家庭教育支援が進んでいることは評価できる。

他方、児童虐待等の現状から、家庭教育が困難な家庭、PTA 活動に参加しない(できない)保護者が一定数存在する状況である。関係教育部門では、福祉部局との連携をさらに進め、学校だけでは限界がある児童生徒のきめ細かいサポート体制を強化することが求められる。また、施策 11 と関連する部分ではあるが、家庭学習が難しい児童生徒には地域人材を活用して学習支援する等、家庭教育を補完する地域の支援体制づくりを一層推進する必要がある。

### (6) 施策 23 社会教育活動の推進

県民の学習ニーズや社会的課題に対応した学習機会を提供するとともに、学習成果を活用する機会の充実のために、さまざまな取組が実施されている。特に、ふくおか社会教育応援隊の派遣、ふくおか社会教育ネットワークへのアクセス件数が伸びていること、中国・四国・九州地区生涯教育実践研究交流会においては、県行政と実行委員会が連携、NPO やボラ

ンティア、企業等、地域で活動する団体等の広域ネットワークが形成され、地域課題に対応する学習が行われていることは、高く評価される。

今後、さらに市町村や学校のニーズを把握しつつ、現代的課題に対処する学習機会の創出とそのための研修が推進されること、情報の収集と提供環境のより一層の整備を期待する。

#### (7) 施策 24 社会教育施設の充実

社会教育施設は、体験学習の場、ネットワーク形成の場であり、県民の学習拠点として重要である。県立社会教育施設では、県民のニーズに応える事業内容の改善やプログラム開発に取り組み、研修を実施する等、その努力は評価される。多様化する社会のニーズに対応し、より多くの県民の利用を促すことができるよう、一層の工夫と努力を期待したい。自然の家や図書館等は、学校との連携をさらに推進されたい。

施設の利用者数は減少傾向が続いている。人口減少・少子社会においては、利用者の数だけでなく、満足度等の質的評価を指標として考えることも検討してよいのではないかと。

#### IV 教育委員会の活動・施策及びその成果等について（自由記述）

柱と施策ごとに取組を点検・評価する方法は妥当であるが、縦割りでそれぞれを評価するため、複数の事業に関わるテーマを横につないで全体を把握することが難しいといううらみがある。たとえば、地域学校協働活動のような学校と地域との連携活動や「鍛ほめ福岡メソッド」の取組は、学力・体力の向上、不登校等への対応、家庭教育支援、キャリア教育等、さまざまな施策に関わって成果が示されるものである。必要に応じて、横の関わりをつないでその取組の全体像が見えるような表現と点検・評価の視点を加えることができないか検討することによって、よりよい施策の実施と成果の検証を目指していただきたい。

以上